

令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により市が委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務委託限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※仕様書4(4)宣伝広告に係る宣伝広告料については上記業務委託限度額とは別に1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とする。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (3) さぬき市税に滞納がないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合であっても、同様とする。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業所でないこと。また、特定の公職者又は政党を推進し、支持し、又は反対することを目的とした事業所でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (8) 令和6年8月19日現在において、国又は地方公共団体との契約に関し、指名停止を受けている期間がないこと。
- (9) 令和元年度から令和5年度までの間に地方公共団体での本業務と同種業務の元請での受注実績を有すること。

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程	備考
公募開始（告示）	令和6年8月19日（月）	・必要書類は市HPからダウンロードすること。
質問の受付	令和6年8月26日（月） 正午まで	・質問内容を簡潔にまとめ、電話連絡の上メールで送付すること。
質問に対する回答	令和6年9月2日（月） 正午までに回答	・参加申込者全員に回答する。
参加申込書等の提出	令和6年9月6日（金） 正午まで	・さぬき市商工観光課観光推進室に提出すること。 ・郵送の場合は必着とする。
提案書等の提出	令和6年9月25日（水） 正午まで	・さぬき市商工観光課観光推進室に提出すること。 ・郵送の場合は必着とする。
審査（プレゼンテーション）	令和6年10月1日（火） 予定	・審査の実施時間等の詳細は、各提案者に通知する。
審査結果の通知	令和6年10月中旬頃	・各提案者へ通知する。

6 参加の手続参加の手続

参加者1者につき1提案とする。参加にあたっては、後述の参加申込書、提案書及び必要書類を提出すること。

7 担当部署

さぬき市建設経済部商工観光課観光推進室（本庁2階）

所在地 〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

電話：087-894-1233 FAX：087-894-3444
E-Mail：kankosuishin@city.sanuki.lg.jp

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。
なお、各様式等については、さぬき市ホームページからダウンロードすること。
(さぬき市役所等の窓口又は郵送等での配布は行わない。)

(1) 提出期限

令和6年9月6日(金)正午まで

ただし、郵送の場合は必着とし、配達証明等の確認できるものに限る。

※受付は、開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先及び方法

「7 担当部署」へ持参又は郵送すること。

なお、書類は一括して提出すること。

(3) 提出書類

No.	提出書類	留意点
1	参加申込書(様式1)	契約時に使用する印鑑を押印すること。
2	会社概要書(様式2)	所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類(会社案内パンフレット等)を添付すること。
3	誓約書(様式3)	
4	さぬき市税に滞納がないことがわかる書類	直近の年度のものであり、令和6年4月1日以降の発行日であること。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出書類に関する留意事項

ア 提出期限後の提出書類の変更は、原則として認めないものとする。ただし、組織変更等やむを得ない場合の変更については認めるものとする。

イ 参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式7)を提出すること。

9 質問受付及び回答

(1) 質問受付期限 令和6年8月26日(月)正午まで

(2) 質問方法

質問は、質問書(様式6)に記入の上、「7 担当部署」へ受付期間内にFAX又はメールにより提出し、到着したかどうかの確認の電話連絡をすること。(電話による質問は一切受け付けないものとする。)

(3) 質問及び回答内容の取扱い

本市が受けた質問及びその回答は、その内容及び質問者に関わらず、さぬき市ホームページに掲載することで回答したものとする。ただし、質問内容が質問者の具体の提案内容に密接に関するものであると認められる場合は、質問者に対してのみ回答する場合がある。

なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。本業務に関する質問は、提出書類の制作に係るものとし、審査に係る質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

令和6年9月2日（月）正午までにさぬき市ホームページに掲載する。

10 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年9月25日（水）正午まで

※受付は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先及び方法

「7 担当部署」へ持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は必着とし、配達証明等の確認できるものに限る。

なお、提出書類は一括して提出すること。

(3) 提出書類

提案書は1者1案に限るものとし、仕様書を十分に踏まえ、簡潔にまとめること。

なお、提案書の表紙には、所定の表紙（様式4）を使用することとし、提案書の制作に当たっては、A4サイズ（縦・横・枚数は問わない）で、目次及びページ番号を付けること。

※資料の制作上、A3版の方が確認しやすい場合に限り、A3版を認める。

No.	提出書類	様式	留意点
1	提案書表紙	様式4	
2	企画提案書	任意	企画提案全体の趣旨、業務内容を踏まえ、セールスポイント等について記載すること。
3	業務実施体制	任意	本業務の実施に関わる組織、担当者、人数等について記載すること。
4	業務内容	任意	観光プロモーション動画制作にあたっての考え方（コンセプトの設定等）、スケジュール、提案にあたっての工夫点等について記載すること。
5	業務実績	任意	地方公共団体での観光プロモーション動画制作業務又は類似業務の受注実績について記載すること。
6	受注金額見積	任意	必要経費については、業務内容や人件費などの全

	書及び見積内訳書		ての費用について積算根拠（内訳等）が分かるようにし、項目ごとに記載すること。 ※業務委託に係る見積書と宣伝広告に係る見積書は別に作成し、提出すること。
7	プレゼンテーション出席者報告書	様式5	

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）※副本は複写で可。

1部ごとにA4－Sファイルに綴じ、表紙に業務名・提案者名・提出日を記載し、提出すること。なお、提出書類の項目ごとにインデックスを付けること。

(5) 提案書等の留意事項

ア 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

イ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記述すること。

ウ 本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は、速やかに提出すること。

エ 提案者から提出された提案書等について、提案者の同意を得た場合を除き公表しない。

11 審査

(1) 審査は、選定評価基準（別紙）に基づく評価点により行い、本市職員及び本市が指定する者からなる審査員（以下「審査員」という。）において行うものとする。

(2) 審査は、提案内容をより理解するため、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

ア 日時及び場所

令和6年10月1日（火）（予定）

詳細な日時、場所等については、別途通知する。

イ 実施時間

提案者1者ずつの呼び込み方式とし、1者20分程度（準備時間除く）の説明時間とする。その後、質疑応答を10分程度行う。（提案者数に応じて変更する場合がある。）

ウ 参加人数

入室は3名以内とし、提案書の説明は、本業務を主担当する者が行うこと。

エ その他

プレゼンテーションは提案書を基に実施すること。プレゼンテーション時の資料の追加は認めない。なお、プレゼンテーションに必要な資機材は全て提案者で用意するものとする。ただし、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル含む）は本市で用意する。

(3) 審査結果

ア 審査結果は、令和6年10月中旬を目途に書面により通知する。

イ 審査員による評価で、最高得点を獲得した提案者を本事業の受託候補者とする。なお、受託候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した等契約を締結することができない場合は、次順位者及びそれ以降順位者の繰り上げにより新たに受託予定者として手続きを行う。

ウ 得点が同点となる者が2者以上あるときは、審査員の合議により順位を決定する。なお、審査内容については公表しない。

エ 提案者が1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託者として手続きを行う。

オ 審査結果については、自己の結果のみを各企画提案者に書面で通知する。なお、審査内容及び自己以外の審査結果に関してはいかなる問合せにも応じないものとする。

12 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続きを順守しない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 企画提案書の見積書に関し業務委託限度額を超える金額を提案した場合
- (5) 提案書類に虚偽の記載をした場合
- (6) 審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9) その他結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) このプロポーザルに要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (3) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには一切応じない。

- (4) 提出された提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (5) 本業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- (6) 審査基準に関する質問は一切受け付けない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 業務を実施するにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。
- (9) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別紙

令和6年度さぬき市観光プロモーション動画制作業務
公募型プロポーザル選定評価基準

評価項目	評価内容	配点 (点)
企画構成	事業目的を理解した内容になっているか。	5
	動画のテーマとなるコンセプトが明確に設定されているか。	10
	設定したコンセプトが現れている動画の内容が提案されているか。	10
	本市の魅力を十分に引き出し、来訪意欲を高めるような内容になっているか。	15
動画制作	訴求力の高い内容にするための工夫や動画を見たいと思わせるような仕掛けがあるかどうか。	15
	本市観光素材の魅力を十分に伝えることができる撮影手法や音響効果が採用されているかどうか。	10
業務体制	業務実施上必要な体制が十分に取れているかどうか。	5
	業務スケジュールは無理のない、実現可能なものかどうか。	5
業務実績	地方公共団体における同様の業務の受託実績の有無	5
プレゼンテーション	分かりやすい説明であったか。 質疑に的確に回答できたか。	5
宣伝広告	インフルエンサーの活用等、有効な宣伝広告の手法が提案されているかどうか。	10
見積金額	見積金額は適切かどうか。業務委託限度額以内となっているかどうか。	5
計		100